

第20回大牟田市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和4年2月10日(木) 午前9時30分から午前10時05分まで

2. 開催場所 大牟田市役所 北別館 第2委員会室

3. 出席委員(9名)

会 長	古賀	正廣
2番委員	梅野	節子
3番委員	鳥越	孝広
4番委員	中島	照章
5番委員	石橋	祐一
6番委員	藤原	優子
7番委員	伊藤	照子
8番委員	池端	祥久
9番委員	内野	和幸

4. 欠席委員(0名)

5. 議事日程

審議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 経営基盤強化促進法の規定による許可申請について
議案第3号 大牟田農業振興地域整備計画の変更に関する意見について

報告事項

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第3号 農地法第18条の規定による許可申請について
報告第4号 非農地証明について
報告第5号 農地法第52条の規定による賃借料情報の提供について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	塩塚	政治
次 長	野田	稔雄
職 員	前田	由紀子
職 員	塚本	雄二

議長 それでは、定足数を満たしておりますので、ただいまより第20回農業委員会総会を開催いたします。

 大牟田市農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんでしょうか。

農業委員 はい。

議長 それでは、8番委員、9番委員にお願いいたします。

両委員 はい。

議長 なお、本日の会議書記には、事務局次長を指名したいと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員 はい。

議長 それではそうさせていただきます。
では、早速、議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 議案第1号については、4件の申請がっております。
なお、4番は3番委員に関するものですので、農業委員会等に関する法律第31条により議事参与できないため、その際は退室をお願いします。
では、1番から3番案件までの説明を事務局からお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)
1番案件は、親子間の移転申請でございます。
2番案件も親子間の移転申請でございます。
3番案件は、受け人がご実家の農地取得をするための申請でございます。
いずれも3条調書の各項目に該当せず、許可基準を満たしております。
ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 次に地区担当委員の意見を伺いたいと思います。
1番2番案件は私が担当ですので、私から発言致します。
1番の〇〇君は、認定新規就農者で、現在、市のアドバイザー事業で私がアドバイザーとして麦の栽培指導を行っており、今後も頑張ってくれると思いますので、問題ないと思います。
2番の〇〇さんは、地元の担い手の一人として耕作面積を増やされておりました。

て、何ら問題ございません。

議長 続いて、3番案件を7番委員からよろしくお願いします。

7番委員 申請地を見ましたが、きちんと管理されておりました。以上です。

議長 問題ないということでございます。
では審議に入ります。皆さんから何かご質問はございませんか。
(発言者なし)

議長 ございませんか。

各委員 はい。

議長 それでは、審議を終わり採決に入りたいと思います。
1番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員賛成)
ありがとうございます。
全員賛成で許可することに決定いたします。
次に2番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員賛成)
ありがとうございます。
全員賛成で許可することに決定いたします。
3番案件ですが、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員賛成)
ありがとうございます。
全員賛成で許可することに決定いたします。

議長 次の4番案件に入ります。それでは3番委員は退室をお願いします。
－ 3番委員退室－

議長 では、4番案件の説明を事務局からお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)
こちらは、期間満了後の手続きが遅れていたものの更新申請でございます。
各要件を満たしております。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長 何かご質問はございませんか。
(発言者なし)

議長 ございませんか。

各委員 はい。

議長 それでは、審議を終わり採決に入りたいと思います。
4番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員賛成)
ありがとうございます。
全員賛成で許可することに決定いたします。
3番委員の入室をお願いします。
－ 3番委員着席－
4番案件は許可することに決定しました。

議長 続いて

議案第2号 経営基盤強化促進法の規定による許可申請について

議長 議案第2号については、15件の申請がっております。
なお、10番は9番委員に、11番から13番までは3番委員に関するもので議事
参加できないため、それぞれ退室をお願いします。
それでは、まず10番から13番までを除く説明を事務局からお願いします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)
1番案件は農地集約化のため、耕作者変更でございます。
2番から6番までは、〇〇さん規模縮小のため遠方を〇〇さんに代わられるも
のでございます。
7番と8番は、前耕作者が規模縮小で辞められたため、推進委員調整のもと、
お二人の耕作者が見つかったものでございます。
14番、15番は売買事業利用によるもので、説明は以上でございます。
ご審議よろしくお願いたします。

議長 事務局から説明がございました。
皆さんから何かご意見ご質問はございませんでしょうか。
(発言者なし)

議長 ございませんか。

各委員 はい。

議長 無いようですので採決に入りたいと思います。

議案第2号について、一括採決としたいと思いますがよろしいでしょうか。

各委員 はい。

議長 それでは、一括採決と致します。
議案第2号10番から13番までを除いた案件に賛成の方は、挙手をお願いします。
(全員賛成)
ありがとうございました。
全員賛成で許可することに決定いたします。

議長 次に、10番に入りますので、9番委員は退室をお願いします。
－ 9番委員退室－
それでは、事務局から10番の説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)
規模拡大による新規貸借申請でございます。ご審議よろしくをお願いします。

議長 事務局説明が終わりました。審議に入ります。
何かご意見ご質問はございませんか。
(発言者なし)

議長 ございませんか。

各委員 はい。

議長 無いようですので採決に入ります。
10番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員賛成)
ありがとうございます。
全員賛成で、許可することに決定致します。
9番委員の入室をお願いします。
－ 9番委員着席－
10番案件は許可に決定しました。

議長 続いて、11番から13番案件に入りますので、3番委員は退室をお願いします。
－ 3番委員退室－
それでは、3番委員に関するものに入ります。
事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)
全て期間満了による更新申請です。ご審議の程よろしくをお願いします。

議長 事務局説明が終わりました。何かご質問はございませんか。
(発言者なし)

議長 ございませんか。

各委員 はい。

議長 無いようですので採決に入ります。
11 番から 13 番までの案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員賛成)
ありがとうございます。
全員賛成で、許可することに決定致します。
3 番委員の入室をお願いします。

－ 3 番委員着席－

11 番から 13 番までの案件は許可に決定しました。

議長 続いて、

議案第 3 号 大牟田市農業振興地域整備計画の変更に関する意見について

議長 議案第 3 号については大牟田市より農業振興地域の変更について、意見を求められております。
事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)
現在、農業振興地域整備計画の農用地、いわゆる青地になっておりますが、敷地手狭のため、敷地拡張相談を県を通じ事前協議されたところ、要件に合致することから、今回の除外申請となったところでございます。
ご審議よろしくお願いたします。

議長 事務局説明がございました。
皆さんから何かございますでしょうか。

3 番委員 周辺農作業をしたことがあります、塗装の匂い、シンナーですがきつく感じたことがあります。規模拡大とのことですので何か対策をして頂けるのでしょうか。農作物にも影響はないのか気になります

議長 なかなか難しい話ですね。

事務局 修理工場の匂いとのことですが、この場所は、調整区域に設置が認められると建築住宅課からは聞いております。そのため、匂い対策については、業種としての建築制限を反映したものになると思われま

議長 匂いについて、周辺から苦情等はあるのでしょうか。
9番委員どうぞ。

9番委員 敷地拡張はどの程度まで認められるか、もう少し説明をお願いします。

事務局 はい。
市街化調整区域における転用許可は、既存の敷地に接したものに限りま

9番委員 毎年1.5倍なども出来るのですか。

事務局 さすがに毎年は厳しいですが、工場など経営変更等で数年後などに理由がつく状況のものであれば可能性はあります。

議長 8番委員どうぞ。

8番委員 土地所有者と業者の〇〇との関係はどうなっていますか。

事務局 土地所有者が〇〇の経営者でございます。
なお、所有者のお住まいは別の場所で、当地は作業場でございます。

8番委員 分かりました。

議長 ほかに何かございませんか。

(発言者なし)

匂いの件については、農用地除外の土地問題と別にすべきでないかと思

この後には、転用許可申請が挙がってくるようで、その際にも協議の機会もござ

いますので、本日の採決は青地除外そのものについての採決とさせて頂くとい

うことでの採決にご理解願

それでは、農用地から除外することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

全員賛成で除外に賛成とし、特に意見なしに決定いたします。

議長 では、次の報告事項に進みます。

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

議長 それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)

議長 何かご質問はございませんか。
 (発言者なし)
 無いようですので報告第1号を終わります。
 続きまして、

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出について

議長 事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)
 今後の耕作については、推進機構を通じ〇〇への貸借が予定されているところ
 でございます。

議長 ご質問はございませんか。
 (発言者なし)
 無いようですので報告第2号を終わります。
 続きまして、

報告第3号 農地法第18条の規定による許可申請について

議長 事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)
 いずれも解約後の耕作者が予定されているところであり、予定がないものはご
 ざいませぬ。
 以上で説明を終わります。

議長 何かご質問ございませんでしょうか。
 (発言者なし)

議長 無いようですので報告第3号を終わります。
 次の

報告第4号 非農地証明について

議長 報告第4号の説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)

議長 説明がございましたが、質問はございませんか。
(発言者なし)
無いようですので、報告4号を終わります。

報告第5号 農地法第52条の規定による情報の提供について

議長 報告第5号の説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)
なお、3月1日の広報おおむた号に掲載しお知らせをする予定であり、5月発行予定の農業委員会だよりにも掲載予定でございます。

議長 説明がございましたが、質問はございませんか。
(発言者なし)
無いようですので、報告5号を終わります。

議長 これをもちまして、第20回農業委員会総会を終了いたします。

—閉会—

以上